

応永三十一年八条坊門勸進猿樂

——見役者金春の評判——

江口文恵

編年体の歴史書『後鑑』の応永三十一年(二四二四)三月六日条には次のようにある。

六日^{壬午} 八條坊門勸進猿樂興行。

東寺廿一口引付云 二月廿三日。猿樂事。

於六条通[※]。今春大夫勸進猿樂之由風聞

之間(中略)。相尋之處。非^二今春^一。大藏

大夫沙汰之由(下略)。三月二日條云 又

八條坊門於堀川邊。今春沙汰治定之由

風聞(中略)。猿樂者六日七日兩日沙汰畢。

八九日^二依^一雨降^一延引歟。十日又沙汰畢。

※「通」…「邊」の誤りか。(中略)(下略)

は底本『国史大系』のまま。

これは、三月六・七・十日の三日間、金春大夫(後の氏信・禪竹)が、大藏大夫とともに、京都の八条坊門で勸進猿樂を行った記録として、従来から知られているものである。

この『後鑑』で「東寺廿一口引付」とある引用文献、応永三十一年『東寺廿一口方評定引付』(『東寺百合文書』く函十一号)だが、先日、編年体にとめられた『東寺廿一口供僧方評定引付』第二卷(二〇〇三年二月、思文閣出版)が刊行され、当該箇所が管見に入った。同引付では『後鑑』よりも詳しい記述がなされており、勸進猿樂を見物する東寺の僧たちの様子

がより鮮明に窺える。『後鑑』で略された箇所に興味深い記述もあるので、本稿では『東寺廿一口方評定引付』の記事を紹介したい。まず二月二十三日条「猿樂事」の全文を引用する。

猿樂事、於六条辺、今春大夫^見勸進猿樂

沙汰之由、風聞之間、名人之間、為^二寺家、

棧敷一間被訪、可有御見物之由、及^{平儀}之間、内々今春歟否事、相尋之處、非^二今春、

大藏大夫沙汰之由、申間、棧敷事、被略了、

「今春大夫」の下にある「兒」という割注と、

次行の「名人」に着目したい。金春禪竹は応永十二年(一四〇五)生まれ(表章氏の考証による)であるので、応永三十一年には数え年で二十歳である。金春大夫となつて間もない頃と

考えられており、割注の「兒」からこの時点で

はまだ元服していないことがわかる。この二十

歳の若き「名人」を目当てに、東寺では棧敷

を構えて見物するかを評議している。「名人」

は、世阿弥の用法によると、「有名人」の意味

である。禪竹は当時すでに世間で評判の人氣

役者であったのだろう。しかし、金春大夫でな

く、大藏大夫の興行との由を聞き、寺をあげて

の見物は止めている。後日、金春大夫の勸進猿

樂を結局見物するのだが、これは、年少の大夫金春を大藏大夫が後見していたことから起こった風聞と考えられているが、当時の大藏大夫は、東寺の僧達にとつて見物に値しない大夫だったのであろうか。詳細は不明だが、演者が誰かを念頭に置き、見物を決めていたことは窺える。二十歳にして未だ児姿の似合う、少年のような風貌で、しかも評判の人氣大夫であれば、多くの観衆の興味を引いたであろうことは想像に難くない。『至徳三年記』によると、禪竹の父金春弥三郎も、「小男」(少年)時代に大夫に任ぜられている。

ちなみに、禪竹が二十歳で「兒」で通るとすれば、美童で小柄であった世阿弥も、同じくらしいの年頃まで児姿であった可能性も考えられる。これは、『風姿花伝』奥義篇跋文に「亡父の力を得て人となりしより廿余年が間」の「人となりし」(元服)年代にも影響する。「亡父の力を得て」から、世阿弥元服は父観阿弥死去の至徳元年(一三八四)世阿弥二十一、二歳以前であることを確実だが、仮に二十歳で元服したと仮定してみる。すると、その「廿余年」後とは、観世文庫本奥義篇奥書の年記応永九年(一四〇二)よりも下ることになり、跋文と年記とに矛盾が生じることになる。一方、奥義篇執筆当時世阿弥は四十歳代との通説の蓋然性が高まる。

論を勸進猿樂に戻そう。『東寺廿一口方評定引付』三月二日条を、やや長いが全文引用する。(傍線は筆者)

凡猿樂事、先度座敷被訪、為^二寺家、可有御

見物之由、被^レ口^レ処、非今春之由、風聞之間、被略之処、又八条坊門於堀川辺、今春沙汰、治定之由、風聞之間、為寺家、一間被訪、寺中老若并中居等衆、職三番、及見物了、棧敷賃、三日、各一結、酒肴、毎日分、各一結、被定了、猿樂者、六日・七日、兩日沙汰了、八・九日ニ、依雨降、延引歟、十日、又沙汰畢、

前述の如く、やはり金春大夫の猿樂があるので、寺一同で見物することになったとある。ただし、前掲二十三日条には場所が「六条辺」とあつた。「六条辺」の大蔵大夫の勸進猿樂と、金春大夫の八条坊門勸進猿樂が同一興行か、別興行か、実はあまり判然としない。恐らくは筆記した僧たちにもわからなかつたのではないだろうか。場所が違う以上は別興行であつたとも考えられよう。別興行であれば、大蔵大夫の後見がなかつた可能性も考えられる。応永三十四年(二四二七)別当坊薪猿樂では、金春方は大蔵大夫が後見ではなく、代演している。大蔵は金春大夫の親代わりというよりは、むしろ配下に近い立場であつたのかも知れない。いずれにせよ、東寺の僧たちが、若き「名人」金春大夫が目当てだつたことは如実に窺える。棧敷賃及び酒・肴の代金がそれぞれ一日一結(百文)と、金銭についても詳細に記されており、勸進猿樂を見物する人々の模様が分かる。また、『後鑑』にも引用された箇所、三日間の興行のうち、三日目が、三月八日・九日ではなく、十日に行われた理由について、「依雨降、延引歟」とある。足利義持の側近、三宝院満濟

の日記『満濟准后日記』には、応永三十一年三月八日条に「降雨」、九日条に「晴」とあり、伏見宮貞成親王の「看聞日記」三月九日条には「朝風雨烈」とある(八日条は記事なし)。八日及び九日の朝に雨が降つたことがわかる。『満濟准后日記』はこの勸進猿樂について触れていない。將軍家臨席の興行ではなかつたのであろう。

三月二日条で特筆すべきは、傍線部「職三番、及見物了」である。式三番(現在の翁。世阿弥の用法と同じ)を見たところが、冒頭の式三番から見物し、恐らく後の能も見たのであろう。京での興行で、神事以外でも冒頭に式三番を演じている実例と言えよう。この式三番を演じるのが、弱冠二十歳の禅竹なのであろう。ここで思い出されるのは、『申樂談儀』第十七条の、「翁をば、昔は宿老次第に舞けるを、今熊野の申樂の時、將軍家(鹿島殿)、初めて御成なれば、一番に出づべき者を御尋ね有べきに、大夫にてなくてはとて、南阿弥陀仏一言によりて、清次出仕し、せられしより、是を初めてとす。よつて、大和申樂、是を本とす。」である。それまでは座の最長老が翁を演じるのが常であつたが、初めに登場するのは大夫でなくてはならないとのことで、清次(観阿弥)が翁を演じた記録である。観阿弥以降は翁を最長老ではない大夫が演じることも常となつたことがわかる。二月二十三日条の割注「兒」から考えても、元服前の禅竹は、当時円満井座の長ではなかつただろう。もとより円満井座は金春の京での興行とは関係なかつた。『東寺廿一口

方評定引付』で、金春大夫でなければ見物に行かないとの記述と、式三番という具体的演目をあえて記している点から、式三番は金春大夫が演じたのであろう。金春大夫より年長の大蔵大夫が式三番を演じた可能性、割注「兒」から金春大夫が露弘(現在の千歳に相当)を演じた可能性などは、特に考えなくてもよからう。記事にはないが、もちろん後の能の大半も金春大夫が演じたに違いない。

本稿で紹介した一連の記録は、金春禅竹が大夫として若い頃から名声を得ていたことを窺い知ることができ、応永年間の通常の勸進猿樂の状況を知る好資料でもある。

なお、『東寺廿一口方評定引付』応永三十三年(一四二六)分『東寺百合文書』く函十二号)、五月十三日条には、観世三郎の勸進猿樂(場所不明)見物の由が記されている。

勸進猿樂見物事、為衆中、可被打棧敷否事、披露之処、可有^用□^用□、猿樂、観世三郎也、

この観世三郎は、世阿弥(当時すでに出家)か、その甥の元重(音阿弥)のどちらかであるが、勸進猿樂を主催しているので、恐らくは元重のことで、その若き頃の活躍を伝える新資料であろう。『東寺百合文書』の資料価値の高さは述べるまでもないが、同文書中の能楽関連資料についても細見の必要があろう。

(早稲田大学大学院生)